

平城宮第273次発掘調査（式部省東方官衙）現地説明会資料

1996年12月7日（土）

奈良国立文化財研究所 平城宮跡発掘調査部

1. はじめに

1980年の第205次調査以来、奈良時代後半の壬生門北方の西側に兵部省、東側に式部省の遺構を確認している。その後、今回の発掘調査区の西側でおこなった第222次調査（1991年）、第236次調査（1992年）および第256次調査（1995年）では、奈良時代前半の式部省、奈良時代後半の神祇官齋院（西院）と推定される官衙の遺構を検出した。しかし、その東限については、現在使用中の水路が流れているために確認することができなかった。

今回の調査の目的は、その東限の存否を確定するとともに、平城宮東面築地との間の様相を明らかにすることである。調査区は平城宮南東部に位置し（図3）、東西48m×南北53m（面積約2,400㎡）で、1996年10月1日より発掘調査を開始し、12月5日現在、調査継続中である。

2. 遺構の概要（図1、図2）

現在までに検出した主な遺構は、基壇建物2棟、掘立柱建物13棟、門3棟、掘立柱塀6条、溝1条、暗渠1基、井戸1基であり、この他に築地塀3条が想定される。遺構の重複関係や建物配置などから、以下の4つの時期（A期、B期、C期、D期）が考えられる。このうち、B期は2つの小時期（B-I期とB-II期）に細分することができる。時期変遷については図2を参照のこと。

《A期；奈良時代前半》（塀4条、建物5棟）

敷地は北と西を掘立柱塀（塀1、2、3）で区画され、その内部に建物5棟がたつ。中心殿舎と推定されるのは建物1で、これには脇殿（建物2）が付属し、後方には総柱式の建物（建物3）を設ける。

塀1；調査区西辺部に南北に並ぶ8尺等間の掘立柱南北塀。北でやや西に振れている。本調査区と近鉄線の線路の南側で行った第256次調査において検出した奈良時代前半の式部省の東限を区画する掘立柱南北塀と位置、方位をそろえている。

塀2；発掘区北辺部に東西に並ぶ8尺等間の掘立柱東西塀。東でやや北に振れている。これは塀1と直交するもので、敷地北端の区画施設と考えられる。

塀3；塀2の8尺南側にあって、塀2の柱筋に揃って東西に並ぶ8尺等間の掘立柱東西塀。検出した柱穴の大きさは、塀2のものよりも一回り小さい。独立したものではなく、塀2と構造上一体のものであった可能性もある。

建物1；調査区南東部の掘立柱建物。桁行6間（9尺等間）×梁間2間（9尺等間）の東西棟。

建物2；調査区北西部の掘立柱建物。桁行5間（7尺等間）×梁間2間（8尺等間）の南北棟。

塀4；建物2の北妻の7尺北側にある掘立柱東西塀。4間分を検出。柱間寸法は9尺等間。

建物3；調査区北東部の桁行5間（4尺等間）×3間（7尺等間）の掘立柱建物が想定される。南北に長い形の柱穴の並びを南北方向に検出したが、これは部分的に布張りをしてひとつの穴に2本以上の柱をたてている可能性がある。

建物4；調査区南西部の掘立柱建物。桁行1間以上（8尺等間）×梁間2間（8尺等間）の南北棟。北端1間分を検出したのみで、調査区の南側にのびる建物。

建物5；調査区南東部の掘立柱建物。桁行2間以上（8尺等間）×梁間2間（9.5尺等間）の東西棟。西端1間分を検出したのみで、調査区の東側にのびる建物。

《B-I期》（A期の塀1、建物4および建物5は存続、新たに建物4棟、塀2条）

B期になると、北辺の区画塀（塀2、3）が撤去され、代わりに敷地を南北に分かつ区画塀（塀5、6）が設けられ、その南北両側にいずれも殿舎群を南側に開いた「コ」の字形に配置している様子がみられる。区画された北側の地域の方が建物の規模は大きく、南側の地域は中央に位置する建物を規模を縮小して建て替えている（建物1→建物9）。

建物6；調査区北辺にかかると掘立柱建物。桁行5間（10尺等間）×梁間2間（8尺等間）の東西棟と想定されるが、北側柱は西から1間目を確認したのみで、他は調査区外となる。

建物7；調査区北西部の掘立柱建物。桁行4間以上（10尺等間）×梁間2間（8尺等間）の南北棟。南北5間とすると、建物6の北側柱列と揃い、かつ建物6と建物規模が同じになる。また、この建物7には南から2間目に間仕切柱穴の痕跡が残る。

建物8；調査区北東部の掘立柱建物。桁行3間以上（8尺等間）×梁間2間（6.5尺等間）、南北に庇が付く。庇の出は南北とも7尺。西側は上層整地土に覆われている部分は未検出。

建物9；調査区南東部にたつ掘立柱建物。桁行6間（8尺等間）×梁間2間（8尺等間）の東西棟。建物1より小さい。

塀5；10尺等間と想定される掘立柱東西塀。建物6、7、8の北側の地区と建物4、5、9の地区とを区画するものと考えられる。

塀6；9尺等間と想定される掘立柱南北塀。掘立柱塀5の東端から南に続くと考えられる。

《B-II期》（B-I期の建物5、6、7、8および掘立柱塀1、4、5は存続、新たに建物2棟）

塀5によって区画された北側の地域ではB-I期と変わらないが、南側の地域では正殿、脇殿をさらに規模を縮小して北西の位置に建て替える（建物9→建物10、建物4→建物11）。

建物10；発掘区南東部の掘立柱建物。桁行6間（6.5尺等間）×梁間2間（8尺等間）の東西棟。

建物11；発掘区南西部の掘立柱建物。桁行5間（6尺等間）×梁間2間（8尺等間）の南北棟。

《C期；奈良時代後半》（建物3棟、東西溝、門3棟、塀3条、井戸1基、暗渠1基、）

奈良時代後半、B期以前の建物などはすべて撤去され、建物配置は全く新たになされる。官衙の区画を築地塀（塀7、8、9）で囲み、南北2棟の基壇建物（建物12、13）を配置し、これらの間に一木くり抜きの井戸が設けられ、南西側に総柱式の高床倉庫（建物14）が建てられる。

建物12；発掘区北部中央の基壇建物。桁行5間（9尺等間）×梁間2間（10尺等間）の東西棟。礎石の据付け穴および礎石の根石を検出。建物北辺に北側柱列から5尺の位置に地覆石の抜き跡を検出。これを参考に基壇の規模は東西55尺×30尺（約16.5×9m）と復原できる。

建物13；発掘区中央の基壇建物。基壇は削平され、礎石や礎石の抜き穴および根石なども残っていないが、地石の抜取りの溝を検出。これより基壇の規模は、東西80尺×南北44尺（約24m×13.2m）と推定され、正殿クラスの建物と考えられる。

南北の中軸線は、建物12とほぼ一致する。柱間寸法を12尺等間とすると、桁行6間×梁間3間で、基壇の出が四辺4尺等間と想定できる。

建物14；発掘区南東部の3間×3間総柱の掘立柱建物。柱間寸法は東西6.5尺等間、南北7尺等間。

東西溝；発掘区北辺を東西に流れる溝。幅1.2m以上、深さ30cm以上。調査区北面築地に伴う北面の雨落ち溝と北側の宮内道路の南側溝を兼ねる溝と考えられる。

門1；発掘区東端の4間門。柱間は、北から、7尺、9.5尺、9.5尺、7尺で、中央2間が広い。4間2戸の棟門である可能性が高い。

暗渠；官衙東面築地に伴うものとみられる暗渠。底石とみられる凝灰岩を検出した。東面築地塀（塀7）の位置を裏付けるものと考えられる。

塀7；築地本体は検出されていないが、想定位置に地山が南北方向に高く残る部分があることや、門1の柱心がほぼこれに乗ること、築地の存在を示す暗渠が検出されたことなどから、この位置に官衙東限築地塀があったと考えられる。地山の高まり幅から築地の基底幅を5尺幅として復原した。この場合、築地心位置は神祇官西限築地心の想定築地心から350尺である。

門2；発掘区北端の1間門。柱間8尺。官衙北面築地に開く棟門と想定される。この東西の中軸線は、建物12、13の中軸線とほぼ一致するほか、第32次補足調査（1966年）で築地想定位置に検出した1間門の中軸線ともほぼ一致する位置にある。

塀8；奈良時代後半の神祇官西院（推定）の北面築地が想定される位置。塀7と同様、築地本体は検出されていないが、想定位置に地山が東西方向に高く残る部分があることや、門1の南北方向の位置とこの北側に検出された東西溝との位置関係より、この位置に築地を想定しうる。塀7と同様、築地の基底幅は5尺として復原。

井戸；発掘区北東部の井戸。東西3.5m、南北4mの掘形の南辺に寄ったところで、直径約1.2mの檜材の一木くりぬきの井筒を検出。埋土上層より出土した土器より、廃絶は9世紀初頭と考えられる。一木くりぬきの井筒については、第78次南地区調査（推定第2次内裏後宮地区、1973年）で径約1.7m、第241次調査（造酒司、1993年）で径約1.4m、いずれも杉材を用いたものが出土しており、宮内では3例目である。

門3；発掘区西端の3間門。柱間8尺等間。築地に伴う3間1戸の棟門である可能性が大きい。この門3と門1の中心はほぼ東西方向に並ぶ。

塀9；築地塀の痕跡などは検出されていないが、門1と門3の心が東西方向の軸に載ることから、門1と門3が同様の建築計画の上に設けられたと考えるならば、塀7、8の場合と同様に、心が門1とちょうど東西方向に並ぶ門3を築地に開く棟門であると解釈でき、この門柱列の柱心位置に築地塀の中心軸が想定できる。塀7、8と同様に、築地の基底幅は5尺として復原。

《D期；奈良時代末期以降》（井戸は存続）

C期の建物はすべて撤去される。この時期の遺構として検出した建物は現段階では1棟（建物15）のみであるが、炭、焦土、^{かきこ} 鑄の羽口片や鉄釘、鉄滓・銅滓などが多く出土していることなどから、金属製造関係の工房が存在していた可能性が大きい。

建物15；発掘区南部の掘立柱建物。桁行3間7尺等間、梁間2間8尺等間の東西棟。

3. まとめ

(1) 発掘区において検出した区画施設について

[a] 今回、奈良時代前半の区画施設として、掘立柱南北塀（塀1）を発掘区西端で検出している。これは、第256次調査で検出した南北の柱列に続くものであり、奈良時代前半の式部省の東限が確認された。また、発掘区の北端では、掘立柱東西塀（塀2、3）を検出しているが、これが東側にどこまでのびるものであるかについては、今回の調査では確認されなかった。

[b] 奈良時代後半については、門1～3、暗渠、地山の高まり等から、築地塀（塀7、8、9）の位置が想定できた。この場合、この官衙の東西幅は154尺ほどと考えられる。また、東限の築地塀心の位置は、奈良時代後半の神祇官西院と推定される官衙（第256次調査）の西限築地塀の心から350尺であると想定しうることが確認された。ただし、築地自体の遺構が確認されていないため、今後この妥当性を詳細に検討していく必要がある。

(2) 発掘区における奈良時代後半（C期）の様相について

今回調査のC期について検討すると、

- a) 西隣の官衙ブロックと門の付属する築地塀一条だけで区画されていること。
- b) 東西棟基壇建物2棟と、これらに挟まれた空間の東寄りの場所に井戸が配置されるという平安宮の神祇官東院北半とよく似た建物配置をとること（図4）

などによって、今回の発掘区では神祇官東院を検出したものとみることができる。これを西隣の第236次調査区の成果（「神祇官西院」と推定）と合わせて考えると、奈良時代後半の式部省東方官衙位置には「神祇官」が存在したと充分想定できることが、空間的に検証されたとできるであろう。ただし、建物の配置関係については、今回平城宮の神祇官として推定する官衙と平安宮の神祇官の建物配置を示す「神祇官全図」等の様相とは南北を逆転した形となっている。これは平安宮における神祇官が幅の広い道路のある北側に正門を開くものの、南限より1ブロック北側にあるために官衙の方向としては南を正面にしたと考えられるのに対し、平城宮では神祇官が宮南辺に位置するために、官衙の正面についても北を向いていたものと考えられる。

また、この部分が神祇官であるということが、官衙内出土の文字資料による裏付けという形で確認されていないので、今後、井戸の調査を進めることによって、官衙の性格を特定できる資料の出土が非常に期待される。

(3) 発掘区における奈良時代前半（A～B期）の様相について

本調査区では、奈良時代の前半（A～B期）と後半（C期）で建物配置の基本的な構造が大きく変化したことが認められる。このことから、その用途も大きく変化したものと考えられるが、奈良時代前半の用途については現在のところ明らかではない。

ただし、発掘区南半に重なる位置で建て替えられる3棟の建物（建物1、建物9、建物10）がいずれも桁行6間×梁間2間の規模を持つものであることは注目される。桁行が6間という偶数間を示す規格は、桁行の中心に柱が位置するもので、宮内では一般的ではない。しかし、この規格の建物は「大内裏図考証」の「神祇官全図」に多くみられるものであり、奈良時代後半にこの辺りにたてられる礎石建物（建物13）も桁行6間×梁間3間（柱間寸法12尺等間）と想定すると、四辺の基壇の出が4尺等間におさまる。奈良時代前後半を通じてこの付近の建物に特徴的なことであると考えられる。

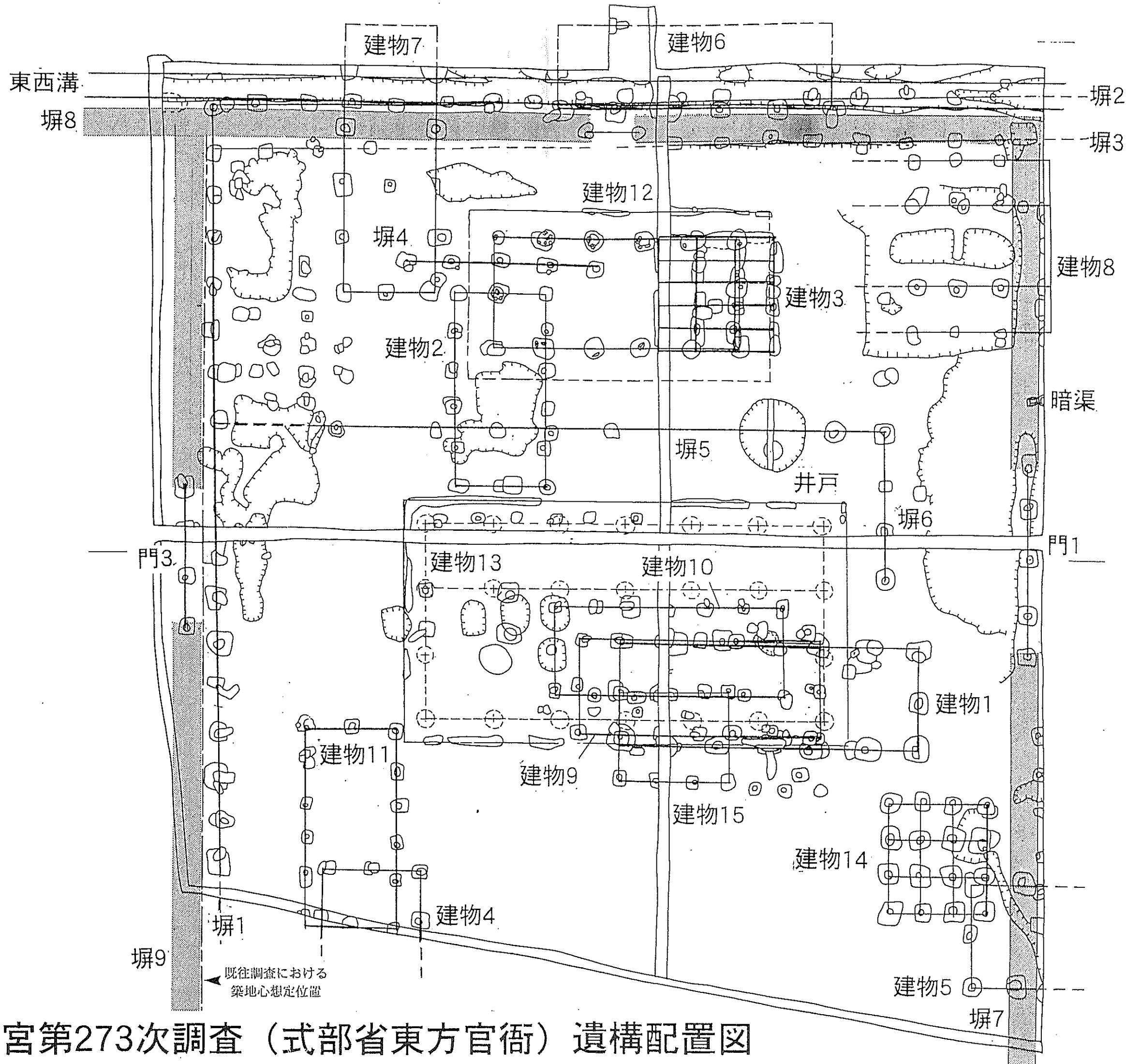
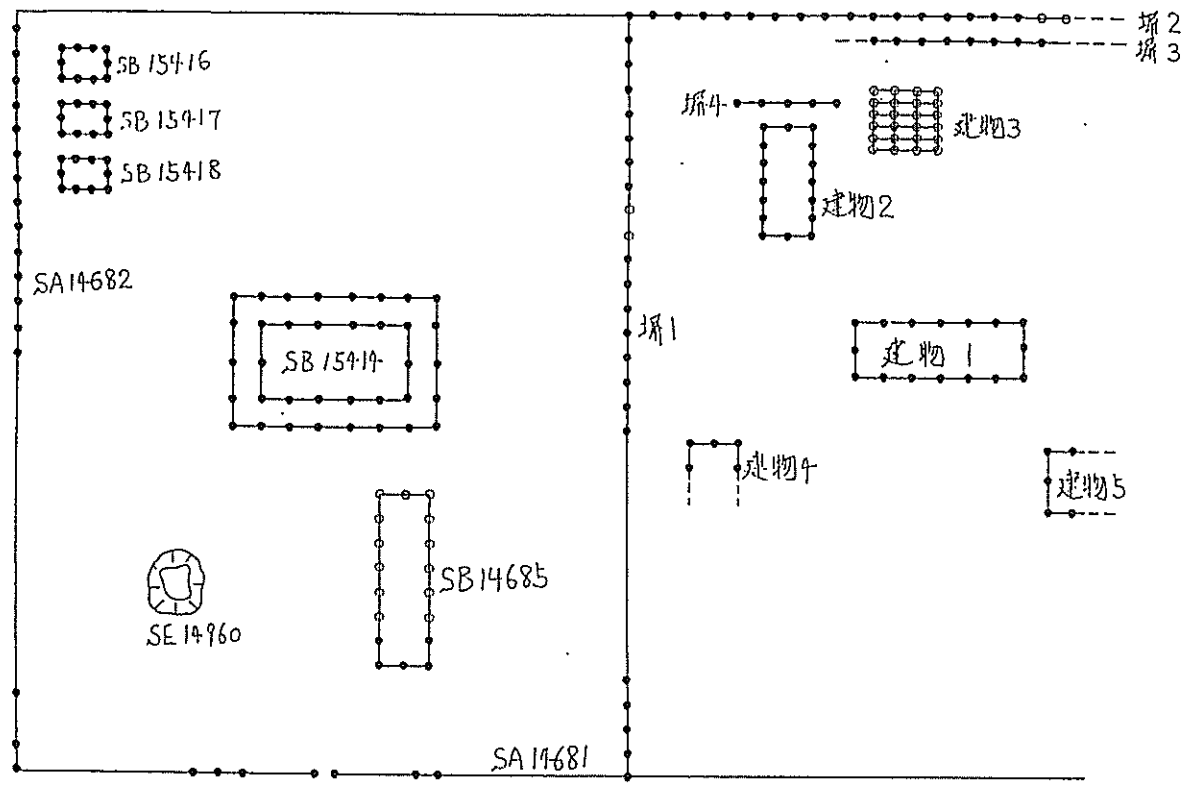


図 1

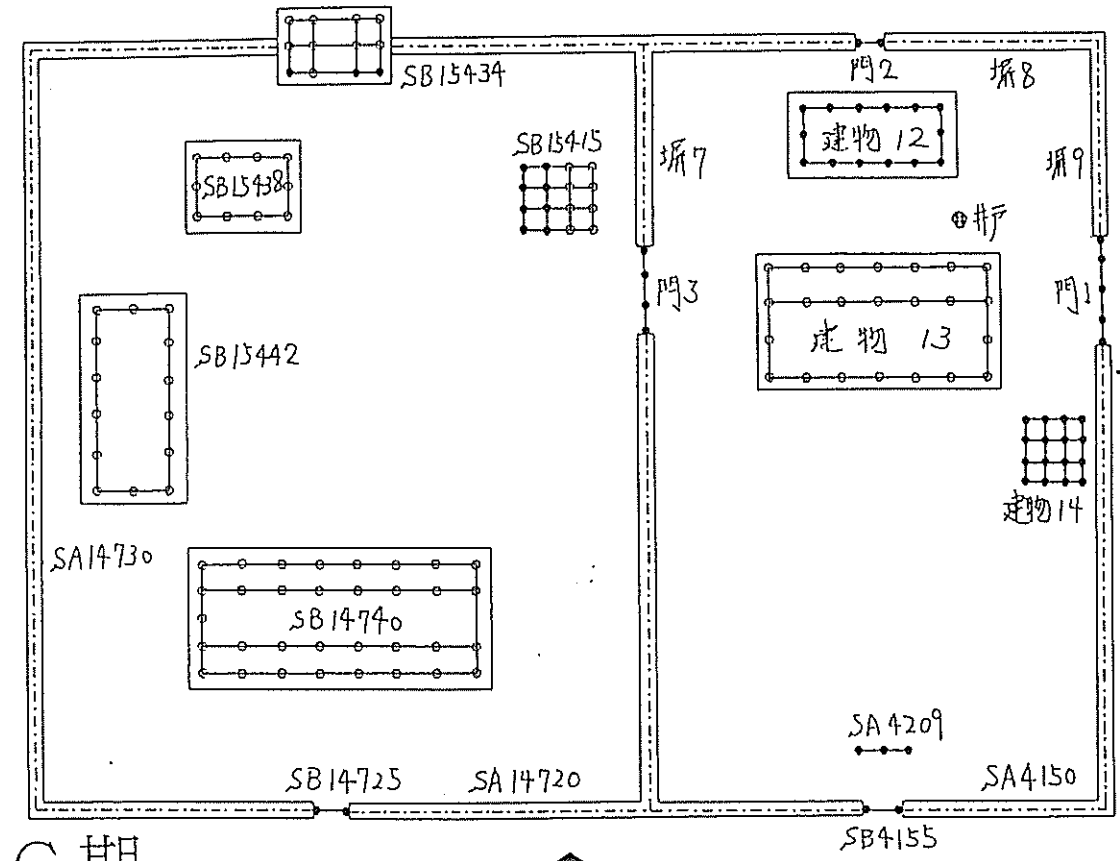
平城宮第273次調査 (式部省東方官衙) 遺構配置図

← 既往調査における
築地心想定位置

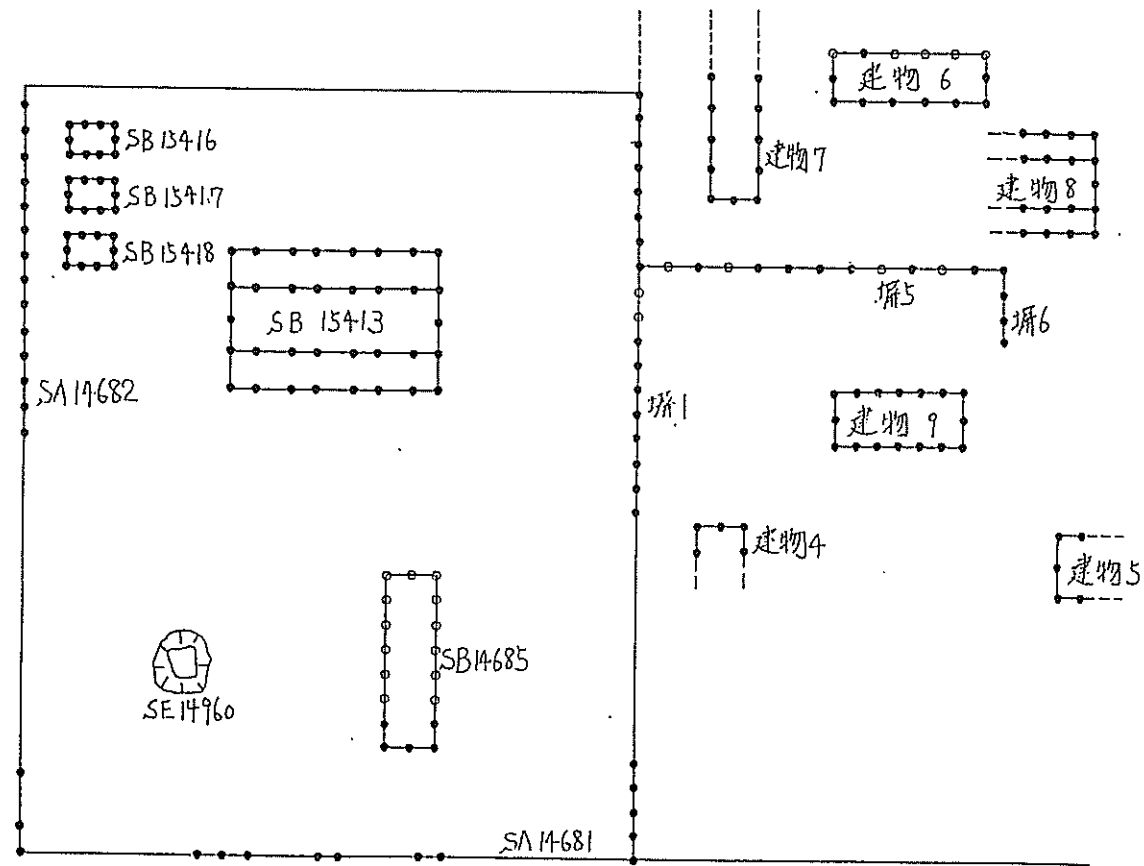
图2 遺構変遷図



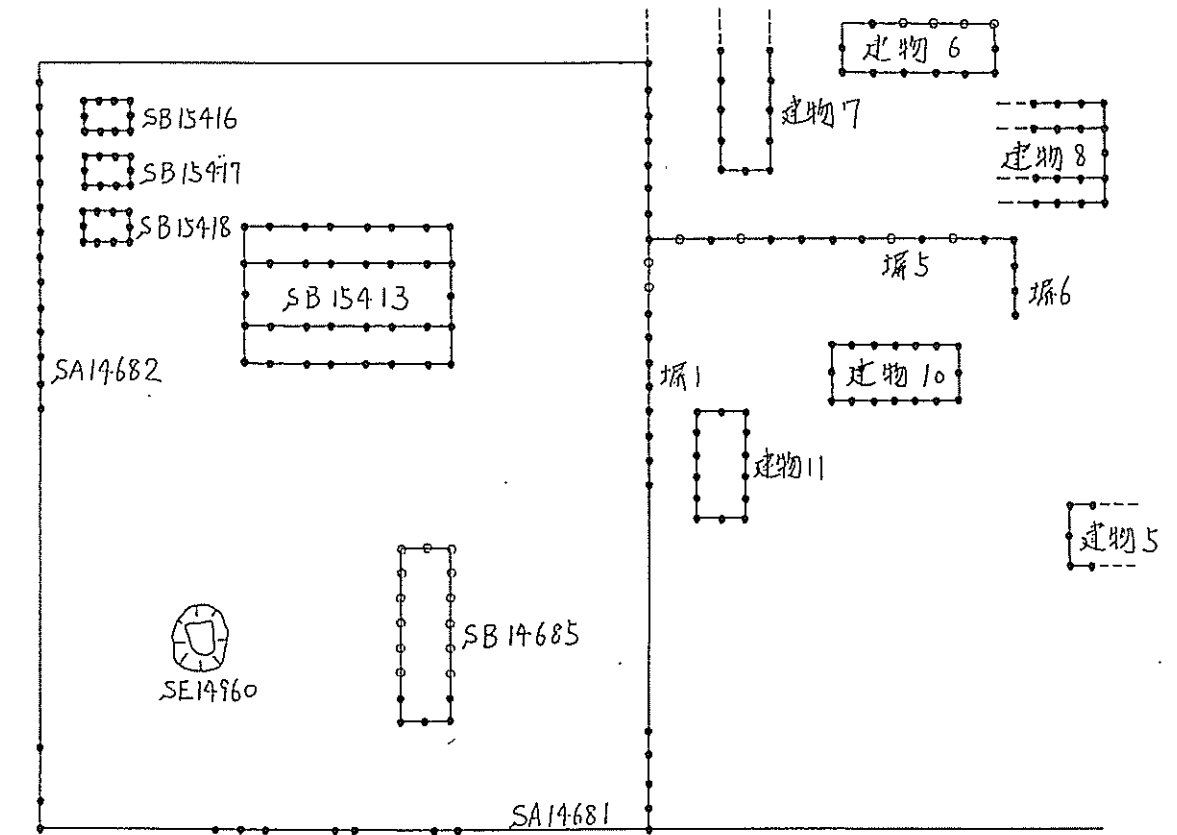
A期



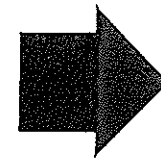
C期



B-I期



B-II期



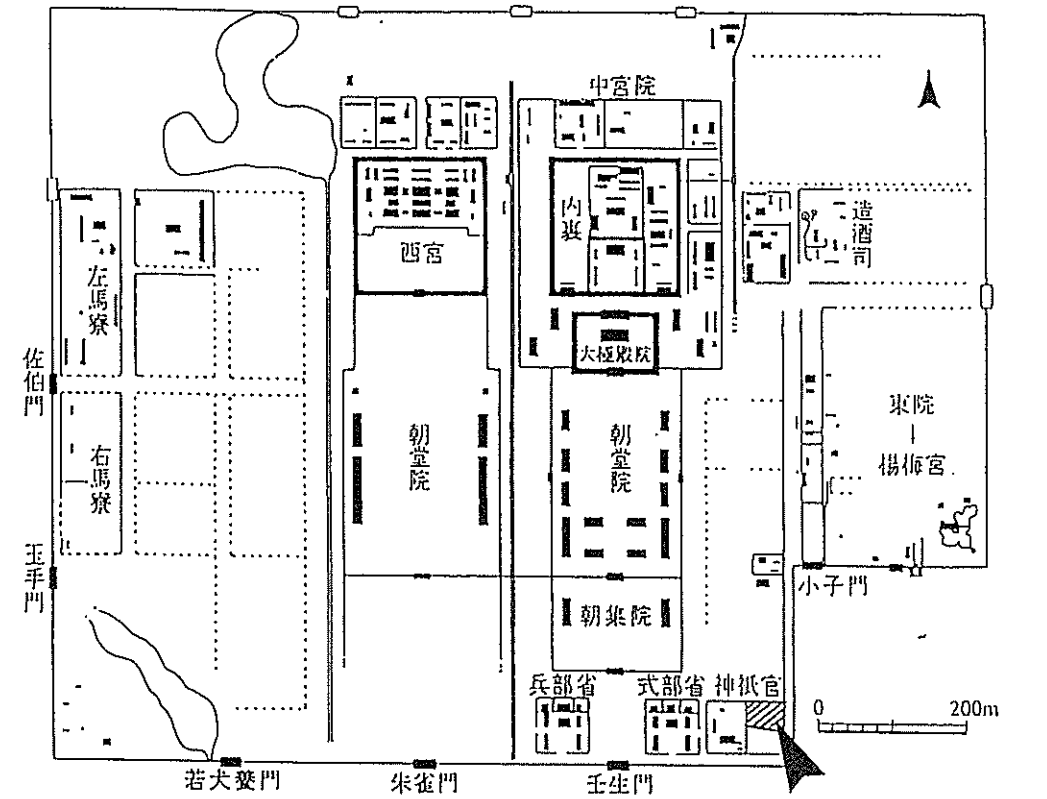


図3 奈良時代後半の平城宮 今回の調査区

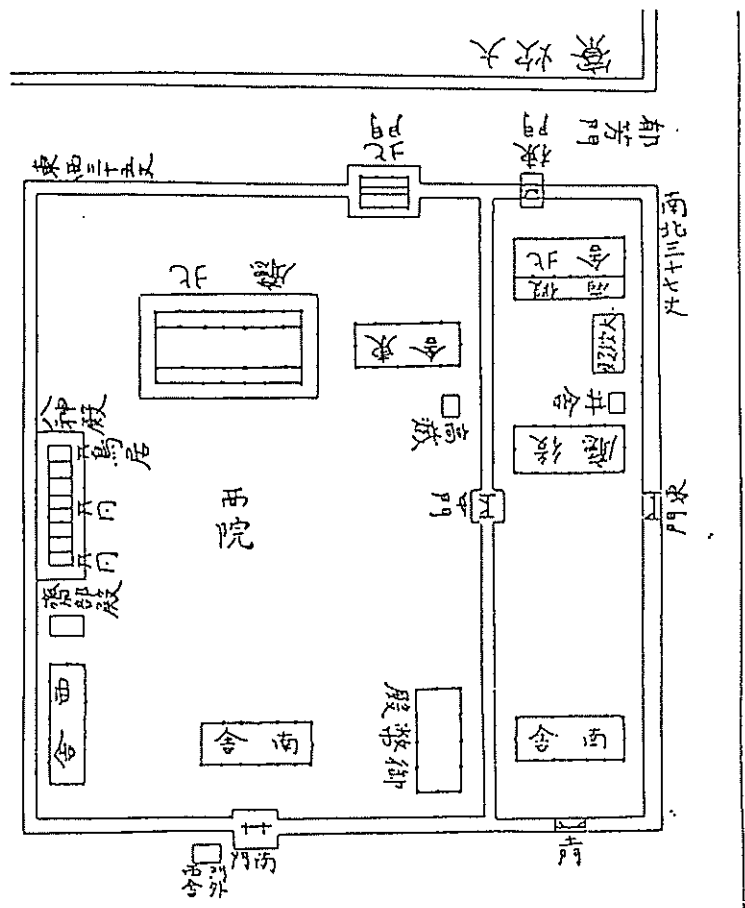


図4 裏松固禪「大内裏図考証」神祇官全図

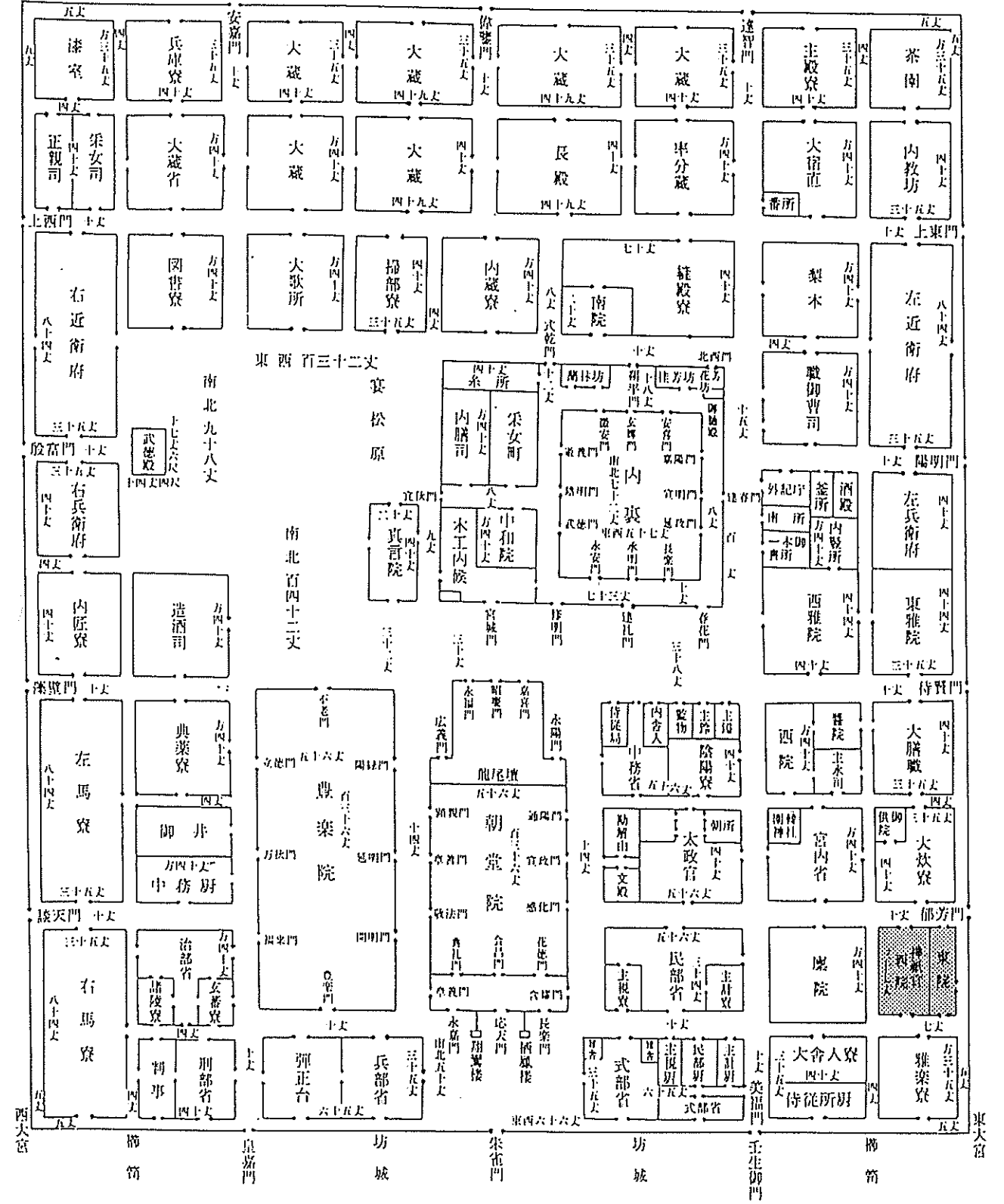


図5 裏松固禪考証、平安宮・宮城復原図